# 山梨県公害防止条例新旧対照表

日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	新斤	
日次   第一章   総則(第一条・第七条)   第二章   公害の防止に関する規制   第二節   特別規制基準(第二十二条)   第三節   工場等に関する規制   第三節   工場等(第二十三条 第三十九条)   第四節   特定建設作業(第二十三条 第三十九条)   第四章   社則(第四十九条 第五十九条)   第四章   社則(第四十九条 第五十九条)   第四章   社則(第四十九条 第五十九条)   第四章   社則(第四十九条 第五十九条)   第四章   社則(第四十九条 第五十九条)	ΙĐ	

第一節 事業者の責務第二章 公害の防止のための措置	4~10 略 (平成十六年山梨県条例第二号。以下「環境基本条例」という。 (平成十六年山梨県条例第二号。以下「環境基本条例」という。3 この条例において「環境への負荷」とは、山梨県環境基本条例	略	第二条 略	(定義)	(目的) な生活の確保に寄与することを目的とする。 関する施策を推進し、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的 のに滅を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、 の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、 (目的)	第二章 総則 第二章 総則
	3~9 略	2 略	第二条 略	(定義)	るとともに、生活環境を保全することを目的とする。 ことにより、公害対策の推進を図り、もつて県民の健康を保護す に定めのあるもののほか、公害の防止に関し必要な事項を定める 第一条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえに (目的)	第一章 総則

第六条 県は、公害の防止に関する施策のうち、主として、広域に(県と市町村との関係)	
実施する責務を有する。会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれをため、国及び県が行う施策とあいまつて、当該地域の自然的、社第五条 市町村は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全する(市町村の責務)	
これを実施する責務を有する。 的条件に応じた公害の防止に関する総合的な施策を策定し、及びを達成するため、国が行う施策とあいまつて、県の自然的、社会第四条 県は、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全する使命(県の責務)	第四条から第十九条まで(削除)
5 略	4  略
4 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任に2・3 略	2・3 略 する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。 責任において必要な措置を講ずるとともに、県 が実施第三条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、その

当たるものとする。わたる施策の策定及び実施並びに市町村の行う施策の総合調整に

に技術的な助言その他の援助を行うように努めるものとする。2 県は、市町村の公害の防止に関する施策が十分に行われるよう

#### (県民の責務)

ないようにし、地域の良好な環境を保全するように努めなければに協力するとともに、自らみだりに公害の原因となる行為を行わ第七条 県民は、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策

### 第二章 公害の防止に関する基本的施策

ならない。

#### (環境上の基準)

するうえで維持されることが望ましい基準を定めることができる件について、それぞれ県民の健康を保護し、及び生活環境を保全のるときは、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の条第八条 知事は、この条例の目的を達成するため、必要があると認

#### (地域公害防止計画)

るものとする。
「域の実情に応じた地域公害防止計画を策定し、及びこれを実施す第九条」知事は、必要に応じ、関係市町村長の意見を聴き、当該地

#### (規制の措置)

びなければならない。 出等に関する規制その他公害の防止に関する必要な規制措置を講第十条 知事は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の原因となる排

### (地域開発等における公害防止の配慮)

| しなければならない。 | の策定及び実施に当たつては、公害の防止について十分な配慮を第十一条 知事は、地域の開発、整備その他土地利用に関する施策

## (公害防止に関する施設の整備等の推進)

する公共施設の整備の事業を推進するように努めなければならな業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資第十二条 知事は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事

#### (監視、測定等)

ſΊ

#### (調査研究の推進等)

めに講ずべき施策の策定に必要な調査を実施し、及び公害の防止第十四条(知事は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のた)

者の養成に努めなければならない。に資する研究を推進するとともに、その成果を普及し、及び研究

#### (公害の状況等の公表)

者があるときは、この者を明らかにしなければならない。
いて、法令又はこの条例に違反して著しく公害を発生させているは調査した結果を県民に公表しなければならない。この場合にお第十五条 知事は、県内の公害の状況について監視し、測定し、又

#### (事業者に対する助成)

について必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講第十六条(知事は、事業者が行う公害の防止のための施設の整備等

配慮をしなければならない 2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対し、特別のずるように努めなければならない。

### (苦情処理体制の整備等)

適切な処理に努めなければならない。関係市町村長及び関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の第十七条 知事は、公害に関する苦情処理の体制を整備し、並びに

#### (知識の普及等)

の防止の思想を高めるように努めなければならない。 第十八条 知事は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害

第	第二十一条路第二款,規制基準	第二十条 略第一款 特別規制基準	第二節 工場等に関する規制 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	

三  二  略 節  略   節
三  節  略

第二十三条 略	第二十三条略
(計画変更命令等)	(計画変更命令等)
第三十条 知事は、第二十七条又は前条の規定による届出(騒音又	は、第二十七条
余く。)があつた易合において、当亥冨出に系る寺定施设に系るは振動(以下この節において「騒音等」という。)に係る届出を	余く。)があつに易合において、当亥虽出に系る寺官奄设に系るは振動(以下「騒音等」という。)に係る届出を
ばい煙等の濃度等が当該特定施設に係る規制基準に適合しないと除く。)があつた場合において、当該届出に係る特定施設に係る	ばい煙等の濃度等が当該特定施設に係る規制基準に適合しないと除く。)があつた場合において、当該届出に係る特定施設に係る
認めるときは、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当	認めるときは、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当
該届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の構造、配置若	該届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の構造、配置若
しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理方法に関する計画の変	しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理方法に関する計画の変
更を命じ、又は当該届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃	更を命じ、又は当該届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃
止を命ずることができる。	止を命ずることができる。
2 略	2 略
	第四節 特定建設作業
第四款 特定建設作業	
第四十条 略	第四十条 略
	第四章をの他の規制
第三節をの他の規制	
(屋外における燃焼行為の禁止)	(屋外における燃焼行為の制限)

	る特定施設を設置する者
	ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項の規定に基づき
	者を除く。)
	汚濁防止法第二条第七項に規定する特定地下浸透水を排出する
	有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する者(水質
せてはならない。	せてはならなり。
む。) を地下に浸透さ	む。)であつて規則で定める要件に該当するものを地下に浸透さ
水又は廃液 (当該水又は廃液を処理したものを含	の取扱いに係る水又は廃液(当該水又は廃液を処理したものを含
	者を含む。)であつて次の各号のいずれかに該当するものは、そ
	て付随的に有害物質を生成させ、又は排出することが見込まれる
	において「有害物質」という。)を取り扱う者 (事業活動に伴つ
生ずるおそれがある物質であつて規則で定めるものを含む	生ずるおそれがある物質であつて規則で定めるもの(以下この条
第四十三条の何人も、カドミウム、シアン等人の健康に係る被害を	第四十三条 カドミウム、シアン等人の健康に係る被害を
(有害物質の地下浸透の禁止)	(有害物質の地下浸透の禁止)
けてたし	けてたし
りことい	りことい
、この限	百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物にあつては、この限
だし、焼却炉の使用等適切な処理方法により燃焼させる場合は	だし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第
屋外において燃焼させてはならない。た	定める場合を除くほか、屋外において燃焼させてはならない。た
	、ボイラー 等の燃焼設備を使用して燃焼させる場合その他規則で
質であつて規則で定めるものを多量に	質であつてゴム、合成樹脂、油その他規則で定めるものを焼却炉
又は悪臭を発生する物	項に規定するダイオキシン類をいう。) 又は悪臭を発生する物
	オキシン類対策特別措置法 (平成十一年法律第百五号) 第二条第
第四十二条 何人も、ゴム、ピツチ、皮革等燃焼の際ばい煙	第四十二条 何人も、燃焼に伴つてばい煙、ダイオキシン類 (ダイ

(自動車を使用する者等の責務)
第一節(自動車の使用に伴う大気の汚染等の防止)
を図るための措置   日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減
ときは、その者に対し、当該行為の停止を命ずることができる。  第五十二条   知事は、前条の規定に違反している者があると認める(行為の停止)
d   l
器その也になって領するものをいう。こと、自己が所有し、又はを照射する機能を有する照明器具であつて、サーチライト、投光第五十一条 何人も、屋外においてサーチライト等(隔地の対象物(サーチライト等の使用の禁止)
ならない。  ならない。  ならない。  ならない。  ならない。  が生じないように努めなければ  に悪影響が生ずることをいう。) が生じないように努めなければ

	第五十五条 自動車の販売を業とする者は、販売する自動車であつ
	(自動車の環境情報の周知)
	する皆は、当该註車易の吏用皆こ付し、第一頁本文こ規定する原3 他人に使用させることを目的とする駐車場を設置し、又は管理
	しなければならない。
	前項本文に規定する原動機の停止を行うように指導し、又は周知
	2 事業者は、その事業の用に供する自動車を運転する者に対し、
	定める場合は、この限りでない。
	を当該緊急自動車の用務を行うために使用する場合その他規則で
	昭和三十五年政令第二百七十号)第十三条に規定する緊急自動車
	原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法施行令 (
	第五十四条 自動車を運転する者は、自動車を駐車している間は、
	(駐車時の原動機の停止)
I	°
	「低公害車」という。)を購入するように努めなければならない
	か又はその発生量が相当程度少ない自動車(以下この節において
	2 自動車を購入しようとする者は、自動車排出ガスが発生しない
	ない。
	車の使用に伴う環境への負荷を低減するように努めなければなら
	的に使用すること、公共交通機関を利用すること等により、自動
	同じ。)を使用する者は、必要な整備を行うこと、自動車を効率
	第五十三条 自動車 (原動機付自転車を含む。以下この節において

2 第五十七条(何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理く 第五十六条 (日常生活等に伴う水質の汚濁の防止) (自動車の使用に伴う環境負荷の低減に資する施策の推進) (生活排水対策に関する施策の推進) ばならない。 る水による公共用水域の水質の汚濁を防止するように努めなけれ ること等に心がけることにより、当該野外活動に伴つて排出され 使用した油を回収すること、 る水質の汚濁を防止するように努めなければならない。 ず及び廃食用油を適正に処理すること、洗剤を適正に使用するこ 他の自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に資する施策を推進 うように努めなければならない。 則で定める環境への負荷に関する項目の情報 (以下この条におい と等に心がけることにより、日常生活に伴つて排出される水によ するものとする。 しようとする者に交付し、 て「環境情報」という。) て規則で定めるものの使用に伴い発生する窒素酸化物その他の規 何人も、 第 \_ 節 県は、低公害車の使用の促進、 キャンプ活動その他の野外活動を行うときは、 生活排水による水質の汚濁の防止 当該自動車に係る環境情報の説明を行 が記載された書面を当該自動車を購入 食用に供されなかつた食品を持ち帰 道路の構造の改善その 調理に

すること、再生品を使用すること等により、廃棄物等の発生を抑  第六十条 『民は、日常生活において、製品をなるべく長期間使用
協力しなければならない。
2   事業者は、県が実施する廃棄物等の発生抑制等に関する施策に    置を請するように努めなければならなり
において「廃棄物等の発生抑制等」という。) のために必要な措
び廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分(以下この節
等のうち資源となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用及
制するために必要な措置その他の廃棄物等の発生の抑制、廃棄物
る廃棄物等をいう。以下この節において同じ。) となることを抑
がその事業活動において廃棄物等 ( 環境基本条例第十条に規定す
第五十九条 事業者は、その事業活動を行うに際しては、原材料等
(事業活動における廃棄物等の発生抑制等)
第三節(廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分)
市町村に対し、必要な支援を行うように努めるものとする。
よる公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための対策を実施する
2 県は、下水道の整備、浄化槽の設置その他の生活排水の排出に
努めるものとする。
効率的な整備に関する広域的な計画を策定し、その整備の促進に
濁の防止を図るため、市町村と連携して、生活排水の処理施設の
第五十八条 知事は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚

。)を生ずる事業場を設置している事業者として規則で定めるも及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう
第六十二条をの事業活動に伴い多量の産業廃棄物(廃棄物の処理(産業廃棄物処理計画の作成等)
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――
施策を総合的か三 前二号に掲げ
(発)
かつ計画的な推進を図るため、廃棄物等の発生抑制等に関する総第六十一条 知事は、廃棄物等の発生抑制等に関する施策の総合的
合計画)
カ
2
1771
制し、並びに廃棄物等のうち資源となるものの循環的な利用及び

(審議会の意見の聴取)	(審議会の意見の聴取)
第五十一条略	第六十五条略
2・3 略 又は帳簿書類、施設その他の物件を検査させることができる。 すい はい	言類、施設その他の物件を検査させ
	- 当该哉員こ、工昜等その也の昜听こ立ち入り、関系人に質問させ第六十四条 - 知事は、第二章の規定の施行に必要な限度において、(立入検査等)
求めることができる。	求めることができる。  者に対し、施設又は作業の状況その他必要な事項に関し、報告を工場等を設置する者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する第六十三条 知事は、第二章の規定の施行に必要な限度において、(報告の徴収)
第五章 雑則	第五章 雑則
	定めるところにより、公表するものとする。    知事は、第一項の計画及び前項の実施の状況について、規則で
	定めるところにより、知事に報告しなければならない。 2 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で
	理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。る基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処
	の (次項において「多量排出事業者」という。) は、規則で定め

は二十万円以下の罰金に処する。  第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又	2 略 「一〜三 略 「一〜三 略 「大十九条」次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役	ー・二 略 又は五十万円以下の罰金に処する。 第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役	第六章 罰則	第六十七条略	五 第六十一条第一項に規定する廃棄物総合計画 以
又は二十万円以下の罰金に処する。第五十六条(次の各号の一に)(該当する者は、三月以下の懲役)	2 略 「一〜三 略 「大は三十万円以下の罰金に処する。」「一〜三 略 「大は三十万円以下の罰金に処する。」「大は三十万円以下の罰金に処する。」「「大力」では、六月以下の懲役第五十五条」次の各号の「に 「 該当する者は、六月以下の懲役	ー・二 略 又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十四条 次の各号の一に 該当する者は、一年以下の懲役	第六章 罰則	第五十三条略	第五十二条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、山第五十二条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、山第五十二条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、山第五十二条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、山

	以下の過料に処する。 第七十四条 第五十二条の規定による命令に違反した者は、五万円
第五十八条・第五十九条 略	第七十二条・第七十三条略
忌避した者 第五十条第一項 の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は者	忌避した者
四(第四十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした一~三(略)	四(第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした一〜三(略)
金に処する。 第五十七条 次の各号の一に 該当する者は、十万円以下の罰	金に処する。  第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰
:	

Щ 2 第 課税免除) 梨 県税の課税を免除するものとする。 場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める という。) を新設し、 得価額の合計額が二千五百万円を超えるもの(以下「適用設備」 ら平成十七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三 は第二十一条の規定による規制基準に適合するものと認められる 保全に関する条例 (昭和五十年山梨県条例第十二号) 第二十条又 ついて、 五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であつて、 十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第三号又は第四十 二条 \ = 略 県 知事は、 当該新設し、 略 過 疎 過疎地域内において、当該過疎地域の公示の日か 地 又は増設し、これを事業の用に供した者に 又は増設した適用設備が山梨県生活環境の 域 に 新斤 お け る 県 稅 0 特 取 別 2 第二条 措 ついて、 という。 課税免除) 県税の課税を免除するものとする。 場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める は第二十一条の規定による規制基準に適合するものと認められる 例 得価額の合計額が二千五百万円を超えるもの (以下「適用設備. 五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であつて、 十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第三号又は第四十 ら平成十七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三 \<u>\</u>
\( \equiv \) 略 置 知事は、 に 当該新設し、 ) を新設し、 略 関 過疎地域内において、 す (昭和五十年山梨県条例第十二号)第二十条又 る 又は増設した適用設備が山梨県公害防止条 又は増設し、これを事業の用に供した者に 条 何」 IΕ 冈寸 , 亲斤 貝リ 当該過疎地域の公示の日か 旧 第 文寸 照 項 関 係 取

#### Щ 梨 県 工 業 **等** 導 入 地 $\boxtimes$ に お け る 県 税 တ 特 別 措 置 に 関 す る 、条 付 割 第 四 頁 冕 系

亲斤	旧
(課税免除)	( 課税免除 )
第二条 知事は、指定地区内において省令第二条に規定する工業等	第二条 知事は、指定地区内において省令第二条に規定する工業等
の用に供する設備(以下「対象設備」という。)で、これを構成	の用に供する設備 (以下「対象設備」という。) で、これを構成
する減価償却資産のうちに租税特別措置法(昭和三十二年法律第一	する減価償却資産のうちに租税特別措置法(昭和三十二年法律第
二十六号)第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の	二十六号)第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の
表の第一号の規定の適用を受ける設備 (展示場用の建物及び当該	表の第一号の規定の適用を受ける設備(展示場用の建物及び当該
建物に係る償却資産を除く。以下「適用設備」という。)を含む	建物に係る償却資産を除く。以下「適用設備」という。)を含む
ものを平成十八年三月三十一日までの間に新設し、又は増設した	ものを平成十八年三月三十一日までの間に新設し、又は増設した
者について、当該設備が山梨県生活環境の保全に関する条例 (昭	者について、当該設備が山梨県公害防止条例 (昭
和五十年山梨県条例第十二号)第二十条又は第二十一条の規定に	和五十年山梨県条例第十二号)第二十条又は第二十一条の規定に
よる規制基準に適合するものと認められる場合は、次の各号に掲	よる規制基準に適合するものと認められる場合は、次の各号に掲
げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除する	げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除する
ものとする。	ものとする。
〜三 略	->三 略

Щ 第二条 市町村が処理する事務の範囲等) 梨 とする。 ものを除く。 十六 〜二十五の二 カ という。 めの規則 (以下この項及び次項において「規則」 において「条例」という。)及び条例の施行のた 五十年山梨県条例第十二号。以下この項及び次項 の徴収 びリにより受理したものに係るものに限る。) 県 7 次の表の上欄に掲げる事務 ( 二以上の市町村の区域に係る 条例第六十三条の規定による報告(イ、 条例第六十四条第一項の規定による立入検査 山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和 0 事 )に基づく事務のうち次に掲げるもの 口及びリにより受理したものに係るもの )は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理すること 事 略 矛务 処 理 新斤 **ഗ** 特 務 何 に 口及 関 各市町村 す 市町村 る 条 第二条 何 (市町村が処理する事務の範囲等) とする。 ものを除く。)は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理すること 十六 〜 二十五の二 力 ワ という。 めの規則 (以下この項及び次項において「規則」 新斤 イ〜ヲ において「条例」という。) 及び条例の施行のた 五十年山梨県条例第十二号。 の徴収 びリにより受理したものに係るものに限る。) 次の表の上欄に掲げる事務 ( 二以上の市町村の区域に係る 条例第五十条第一項の規定による立入検査 条例第四十九条の規定による報告 (イ、ロ及 旧 口及びリにより受理したものに係るものに 山梨県公害防止条例 事 略 ) に基づく事務のうち次に掲げるもの 文寸 照 略 表 IΕ 以下この項及び次項 区付 貝リ 務 第 五 (昭和 項 各市町村 関 市町村 係

= + //	ニ ッ ソ レイ十 及 定 ともで 措 _ ・七	  -
二十八~三十二 略	大学 の 大学 の 大学 大学 の 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	に限る。)
	3指	
	市	
二十八~三十二 略	二十七 略  二十七 略  二十七 略  二十七 略  二十七 略	限る。)
	甲府市	